

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

本市の登録種目	080 電気工事	建設業法上の建設工事の種類	電気工事
本市の工事種目	04 電気工事	建設業許可の業種	電気工事業

物件等級	経営事項 審査の 総合評定値 (P 点)	予定価格 (税込)	総合評価落札方式 (特別簡易型)	地域要件			受注可能本数 (予定価格 700 万円(税込)以上に適用)			
				本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者	
A	1,050 点以上	6 億円超	適用	入札参加 可	入札参加 可	入札参加 不可	受注本数制限なし			受注不可
		6 億円以下 3 億円以上					3 本	1 本		
		3 億円未満 1.8 億円以上	適用外		受注不可					
B	750 点～ 1,049 点	1.8 億円未満 4 千万円以上	適用外		入札参加 不可			3 本	受注不可	
C	750 点未満	4 千万円未満								

※ 契約管財局が発注する予定価格 700 万円（税込）未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
予定価格が 6 億円を超える案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(総合評定値に関する事項)

- 経営事項審査の総合評定値（P 点）は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による「障害者雇用状況報告書」の提出を義務付けられる者が、法定雇用障害者数を充足していない場合は、その者の経営事項審査の総合評定値（P 点）から 10 点を減じた値をもってその者の経営事項審査の総合評定値（P 点）とみなすものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- 予定価格 1 億円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。
なお、経営事項審査の総合評定値（P 点）が 1,050 点以上の者で、当該業種において一般建設業許可の者は、予定価格 4 千万円（税込）以上 1 億円（税込）未満の案件に参加できるものとする。

(地域要件に関する事項)

- 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- 令和 8 年度に大阪市優良成績認定要綱による優良成績認定を受けた本店業者については、その当該工事種目について、1 本を上記の受注可能本数に加えるものとし、該当する工事が複数ある場合であっても、受注可能本数に加えるのは、1 本限りとする。また、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日の間に完成した本市発注工事（契約管財局以外が発注する案件を含む）のうち、工事種目（01 土木工事、02A 建築工事、03 舗装工事、04 電気工事、05 給排水衛生冷暖房工事及び 06 造園工事）において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から 1 本を減ずるものとし、評定点で 65 点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1 本限りとする。
- 請負工事成績評定要領第 9 条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去 6 年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日の間のものを対象とする。

入札参加資格の審査等の取扱いについて

事後審査型制限付一般競争入札により執行する案件においては、以下のとおり取り扱うものとする。ただし、談合情報等により、開札の結果を非公開とし落札決定を保留した案件又は落札決定までに急を要する案件についてはこの限りでない。

(受注制限)

- 1 受注制限とは、別表 1 に定める取扱期間内における受注可能本数を制限することをいう。

(受注可能本数)

- 2 受注可能本数とは、別表 1 に定める取扱期間内における落札可能本数のことをいう。

(受注可能本数に達した場合の取扱い)

- 3 受注可能本数には、落札候補者（共通事項 9 参照）として審査順位が公開された時点で落札者とみなされる案件も含むものとし、受注可能本数が残り 1 本の者が落札候補者として審査順位が公開された時点で、受注可能本数に達したものとみなす。
ただし、当該案件における落札候補者の入札が無効又は落札者とし不在決定（以下、「無効等」という。）がされた時点で受注可能本数に含まないものとする。
- 4 複数案件において同時に落札候補者となった場合については、公告本文に定める開札日時の中の早い案件（公告本文に定める開札日時が同一の場合は、予定価格が高い案件。ただし、落札候補者が無効等になったことにより次順位の者が新たに落札候補者となる場合は、その日を開札日とみなす。）から順に受注可能本数に含まれるものとする。
- 5 落札候補者が既に受注可能本数に達した者又はみなされた者である場合は、入札参加資格を有しない者として当該落札候補者の入札を無効とする。

(随意契約に移行する場合の取扱い)

- 6 再度入札の結果、落札候補者がなく、地方自治法施行令第 167 条の 2 の第 1 項第 8 号に定める随意契約に移行する場合にあっては、その随意契約の相手方となることを承諾した時点で落札候補者と同様の取扱いとする。

(無効とする時点の取扱い)

- 7 無効とする時点については、原則として以下の手順にて行う。
- (1) 審査順位が公開された当日に無効とする審査対象項目
- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する場合
 - ② 建設業法第 28 条第 3 項もしくは同条第 5 項の規定による営業停止処分(大阪市内において当該案件に応じた建設工事業の営業ができない者に限る。)
 - ③ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置
 - ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置
 - ⑤ 工事費内訳書
 - ⑥ 入札参加申請書（共同企業体での入札の場合に限る。)
 - ⑦ 自己採点表（総合評価落札方式案件の場合に限る。)
- (2) 審査順位が公開された日の翌日から起算して 2 日後(本市における執務の休日を除く。)に無効とする審査対象項目
- ① 登録種目
 - ② 希望種目

- ③ 地域要件
 - ④ 受注可能本数
 - ⑤ 資格審査資料を提出期限までに提出しなかった場合
 - ⑥ 自己採点表の根拠資料を提出期限までに提出しなかった場合（総合評価落札方式案件の場合に限る。）
 - ⑦ 建設業許可
 - ⑧ 経営事項審査
 - ⑨ 社会保険
 - ⑩ 配置予定技術者
 - ⑪ 共通事項3に定める関係会社の参加の有無
 - ⑫ 消費税及び地方消費税の未納
 - ⑬ 指定給水装置工事事業者（入札参加資格で求めている場合に限る。）
 - ⑭ 入札書提出日以降、契約を履行できない事情が発生した場合
 - ⑮ 理由書（労務費ダンピング調査用）を指定する日時までに提出しなかった場合（労務費ダンピング調査の対象案件の場合に限る。）
- (3) 審査順位が公開された日の翌日から起算して4日後（本市における執務の休日を除く。）に無効とする審査対象項目
低入札価格調査根拠資料を提出期限までに提出しなかった場合（総合評価落札方式案件の場合に限る。）
- (4) 審査順位が公開された日の翌日から起算して5日後（本市における執務の休日を除く。）に無効とする審査対象項目
(1)及び(2)以外の審査対象項目
- (5) 低入札価格調査により無効とする時点は、審査順位が公開された日の翌日から起算して17日以内（本市における執務の休日を除く。）とする。

（無効等となった場合の取扱い）

- 8 落札候補者が、無効等となった場合は、それぞれの時点において落札候補者の次順位の者を新たに落札候補者とする。この場合において落札候補者となる者がいないときは、当該入札を取り止める。

（資格審査資料の取扱いの特例）

- 9 落札候補者が、7(1)のいずれかの入札参加資格を有しない者として無効となる場合は、資格審査資料の提出は要しないこととする。
- 10 落札候補者が、7(2)④の入札参加資格を有しない、もしくは7(2)⑭の契約を履行できないやむを得ない事情が生じた旨を理由書（落札候補者用）により資格審査資料の提出期限までに提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は、入札を無効とし資格審査資料の提出は要しないこととする。

（無効等とする公表の取扱い）

- 11 無効等に該当する者がある場合は、大阪市調達・契約システムの「調達・入札情報」>「調達・入札結果一覧」で公表する。

（落札決定の取扱い）

- 12 落札決定予定日については、公告本文に明示する。
また、落札決定までの日数については、原則として審査順位が公開された日の翌日から

起算して5日後（本市における執務の休日を除く。）とし、低入札価格調査を行った案件は審査順位が公開された日の翌日から起算して17日以内（本市における執務の休日を除く。）とする。

（日程等の特例）

- 13 上記に示す日程等については、年度末時期や年末年始等、諸般の状況を考慮する場合がある。

落札候補者提出資料について

1. 提出方法

大阪市調達・契約システムに添付する方法により提出すること。＊1

(※1 大阪市調達・契約システムで提出できない場合は電話にてご連絡のうえ下記メールアドレス宛に提出すること。)

→ kouji-jigoshinsa@city.osaka.lg.jp

電話: 06-6484-7920

2. 提出期限(下記の時間までに必着のこと)

審査順位公開日の翌日※2の午後5時30分

ただし、低入札価格調査制度を適用する案件における低入札価格調査根拠資料については、審査順位公開日の翌日※2から起算して3日後※2の午後5時30分

なお、これらによらない場合は、別途本市の指定する日時とする。

※2 本市における執務の休日を除く

3. 提出書類

○…必須書類、△…必要に応じて提出する書類

	確認欄	書類の要・否	提出書類	説明
ダウンロード可能なもの	1	○	001 入札参加資格審査申請書	・本市指定様式 ・以下リンクをクリックまたは、大阪市調達・契約システムトップページの【マニュアル・よくある質問】>【様式集(工事請負関係)】>【入札参加資格審査申請書様式】からダウンロード リンクはこちら⇒ 入札参加資格審査申請書一覧
	2	○	002 配置予定技術者調書	
	3	○	003 資本関係・人的関係等に関する調書(両面印刷)	
	4	○	004 社会保険等に関する誓約書	
	5	○	005 大阪府税等に関する誓約書	
	6	△	006 施工実績調書	
	7	△	007 使用船舶宣誓調書(両面印刷)	
	8	△	008 災害時及び故障時等でも時間以内の配置確認調書	
	9	△	009 施工体制確認書(給排水衛生冷暖房工事)	
	10	△	100 主任技術者経歴書 ・実務経験による主任技術者を配置する場合のみ	
	11	△	101 用船契約に関する誓約書 ・工事期間中に用船契約が満了する場合のみ	
	12	△	102 計画書 ・共通事項1(2)③カ(専任特例1号)又は共通事項1(2)③コ又はシの適用を受ける場合のみ	
準備いただくもの	13	○	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書(両面印刷)	・本市指定様式 ・以下リンクをクリックまたは、大阪市調達・契約システムトップページの【マニュアル・よくある質問】>【様式集(暴力団等排除関係)】>【元請人用ダウンロード】からダウンロード リンクはこちら⇒ 各種資料・ダウンロード
	14	○	配置予定技術者調書記載内容を証する資料	・公告本文に掲げる条件を満たす資格・免許、雇用関係等について、これを証する書類を添付すること。(書類に個人番号(マイナンバー)の記載があれば、黒塗りした上で添付すること) ・雇用関係書類は次のいずれかの資料(写し)により確認します。 (ただし、代表者を配置予定技術者とする場合を除きます。) (1) 監理技術者資格者証 (2) 健康保険被保険者証(記号、番号、保険者番号、QRコードを黒塗りすること) (所属建設業者名が記載されているもの。ただし、令和7年12月1日までの取扱いとする。) (3) 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届(年金事務所が受け付けたこと分かるもの) (4) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 (5) 市町村が作成する住民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)
	15	○	経営業務の管理責任者証明書等(様式第7号もしくは様式第7号の2(第一面から第四面まですべて))	・建設業許可申請書(副本)の写しを提出すること(許可業種全て) ※直近の届出が平成27年3月31日以前: 専任技術者証明書(様式第8号(1)又は(2)) 直近の届出が平成27年4月1日以降: 専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)
	16	○	専任技術者証明書(様式第8号(1)又は(2))もしくは専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)※	
	17	△	施工実績調書記載内容を証する資料	・公告本文に掲げる条件について、これを証するものとして、調書に指定の書類を添付すること
	18	△	使用船舶宣誓調書記載内容を証する資料	
	19	△	災害時及び故障時等でも時間以内の配置確認調書記載内容を証する資料	
	20	△	優良住宅部品認定書の写し	
	21	△	管理体制表	・案件ごとの参加資格で求めている場合のみ
	22	△	指定給水装置工事事業者証の写し	・案件ごとの参加資格で求めている場合のみ 施工場所在大阪市内の場合は、工事場所在する水道事業者の指定給水装置工事事業者証の写し
	23	△	健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認(申請)書(証明印が付されたもの)等加入を確認できる書類の原本	・経営事項審査結果通知書の「健康保険加入の有無」欄及び「厚生年金保険加入の有無」欄の一部に「除外」または「無」があり、その後、当該保険に加入した場合 ・原本については、本市において写しを取った後返却する。
	24	△	雇用保険適用事業所設置届事業主主控(受理印が付されたもの)等加入を確認できる書類の原本	・経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」欄に「除外」または「無」があり、その後、当該保険に加入した場合 ・原本については、本市において写しを取った後返却する。
	25	△	障害者雇用状況報告書の写し	・公共職業安定所へ提出した最新のもの ・提出の必要がある者のみ
	26	△	事業協同組合員名簿	・開札日現在の組合員がわかるもの ・事業協同組合で入札参加した場合のみ
	27	△	領収書の原本	・入札書提出開始日の属する月の前々々々月末日時点において納期が到来している大阪府税を開札日より2週間以内 に納付した場合のみ ・原本については、本市において写しを取った後返却する。
	28	△	大阪市優良成績認定書	・別表1の取扱いにより、大阪市優良成績認定を受け、受注可能本数を1本加える場合